

フォーラムエイト デザインフェスティバル 2015

第9回 デザインコンファランス フォーラム総務セッション

特別講演4

120年ぶりの民法改正が 企業や個人にもたらす影響

中本総合法律事務所

弁護士

中本

和洋

弁護士

上田

倫史

第1 はじめに

2015年2月24日 読売新聞より

YOMIURI ONLINE

社会

トップ

社会

社会 最新記事

- ▶ 偽ブランド品などの9割超は中国から...5年連続
- ▶ 車衝突、歩行者2人巻き込まれる...1人心肺停止
- ▶ 国交省の中止指導も...自家用車で客送迎続ける
- ▶ TDLのチュロス、ねじ混入指摘で一時的販売中止
- ▶ LINEで中3「10万払え、無視したら殺す」
- ▶ 中島みゆきさん装ったメッセージ 母校卒業式に
- ▶ 生活保護に後発薬促進...使用率75%以上に
- ▶ 現金持ち羽田うろうろする男性に航空会社員が...

民法の契約分野、120年ぶり抜本改正を答申

2015年02月24日 22時28分

ツイート 38




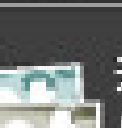
おすすめ 101

民法改正要綱のポイント		
	現在	改正要綱
 約款	規定なし	消費者の利益を一方的に害する項目は無効
 賃貸住宅の契約	敷金や原状回復について規定なし	契約終了後、敷金は原則として借り主に返金。借り主は経年変化を修理する義務なし
 法定利率	年5%の固定金利	3%に引き下げ。その後、市場金利など踏まえて3年ごとに見直し
 未払い金(ツケ)の消滅時効	飲食費1年、弁護士報酬2年、病院の診療費3年など業種によってバラバラ	原則5年に統一

法相の諮問機関である消費者庁と法相の諮問機関である法相の諮問機関の債権に関する規定について、上川法相に答申した。

企業や個人の契約の大幅な見直しは、これまで初めて。インターネットが普及し、消費者が消費者に示す利率の変更などが注目。法務省は3月末に民法改正案を国会に提出する。

民法改正要綱のポイント

	現在	改正要綱
 約款	規定なし	▶ 消費者の利益を一方的に害する項目は無効
 賃貸住宅の契約	敷金や原状回復について規定なし	▶ 契約終了後、敷金は原則として借り主に返金。借り主は経年変化を修理する義務なし
 法定利率	年5%の固定金利	▶ 3%に引き下げ。その後、市場金利など踏まえて3年ごとに見直し
 未払い金(ツケ)の消滅時効	飲食費1年、弁護士報酬2年、病院の診療費3年など業種によってバラバラ	▶ 原則5年に統一

要綱の改正項目は約200に及び、民法制定から約12

(1) 改正作業の進捗状況

平成21年10月28日	法務省民事局、債権法改正を法制審議会へ諮問
平成21年11月	法制審議会民法（債権関係）部会設置
平成23年5月	「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」が決定
平成25年4月	「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が決定
平成26年8月26日	「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」が決定
平成27年2月10日	「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定
平成27年2月24日	「民法（債権関係）の改正に関する要綱」が決定、法制審議会が答申
平成27年3月31日	「民法の一部を改正する法律案」が第189回通常国会に提出
平成27年9月27日	第189回通常国会が終了 衆議院で「閉会中審査」の状態

(2) 改正案の全体的な傾向



改正の目的は、

- ①民法を国民一般に分かりやすいものとする
- ②社会・経済の変化への対応を図ること

(改正の「諮問」(平成21年10月28日総会、諮問第88号))。

改正案を見る限り、実際には、

- ・ 現行の判例実務に変更を加えないもの、大きな変動はないと推測されるものが多数。
 - ①判例法理の明文化
 - ②一般的に承認されている法理等の新設
 - ③基本的な概念変更があるも、実務に大きな変動はないと推測されるもの
- ・ 実務的に影響があると思われるものとして、消滅時効、法定利率、保証など。

3 本講演で取り上げるトピックについて

- (1) 実務上特に影響があると思われる分野として、
消滅時効、法定利率、保証
- (2) 報道等で多く取り上げられている分野として、
定型約款、賃貸借
- (3) 法律実務家にとって重要な分野として、
債務不履行責任、解除、瑕疵担保責任、危険負担
債権譲渡、相殺、詐害行為取消権（の一部）



第2 実務上影響があると思われる分野

- 1 消滅時効
- 2 法定利率
- 3 保証

1 消滅時効

- (1) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点
- (2) 不法行為等による損害賠償請求権の消滅時効
- (3) 時効の完成猶予及び更新



(1) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

ア 現行法の整理

原則：権利を行使することができる時から10年間権利を行使しないときに時効成立。

しかし、多数の例外規定が存在

- ・ 商事消滅時効（現行商法522条）：商行為によって生じた債権は、5年
- ・ 職業別の短期消滅時効（民法第170条から第174条）
 - 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価にかかる債権は、2年
 - 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権は、2年
 - 工事の設計、施工又は管理を業とする者の工事に関する債権は、3年
 - 自己の労力の提供を業とする者の報酬又はその供給した物の対価にかかる債権は、1年

(1) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

イ 改正法

次の2つの起算点による処理に一本化。

- ①主観的起算点：債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき（改正案166条1項1号）
- ②客観的起算点：権利を行使することができる時から10年間行使しないとき（同2号）

その結果、

- ・商法第522条（商事消滅時効）の削除
- ・職業別の短期消滅時効（民法第170条から第174条）の廃止

(2) 不法行為等による損害賠償請求権の消滅時効

- ア 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、
主観的起算点（損害及び加害者を知った時）から3年（現行法通り）
客観的起算点（不法行為時）から20年（※）
とする（改正案724条）
- イ 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権については、
主観的起算点からの期間→5年（不法行為に基づく損害賠償請求権が、3年から5年へ）
客観的起算点からの期間→20年（契約に基づく損害賠償請求権が、10年から20年へ）
との規定を新設（改正案167条）

※現行法にも「不法行為の時から20年」との規定はあったが（724条後段）、判例上除斥期間と理解されていた。改正案は、この期間が消滅時効期間であると明言したため、時効障害事由（現行法の中断・停止）などの規定が適用されることに。

(3) 時効の完成猶予及び更新

ア 時効障害事由の再構成

時効の中断（現行147条以下）→時効の更新「新たにその進行を始める」

時効の停止（現行158条～161条）→時効の完成猶予「完成しない」
としたうえで、時効障害事由をそれぞれ再構成。

イ 強制執行・保全手続の整理（改正案148条、149条）

ウ 新たな時効障害事由

当事者間で、権利に関する協議を行う旨を書面で合意→原則1年、時効の完成が猶予（改正案151条）

（例）A社は、平成25年6月にB社に対して販売したパソコン10台の代金が未払いだったので、平成27年3月にその支払いを求めたが、B社は、そもそも平成25年6月にパソコンを購入したはずがないと反論している。



2 法定利率

(1) 改正点の概要

ア 現行法

法定利率は5%で、商人間の取引であれば6%

→市中金利との乖離が著しく、高すぎるとの批判があった

イ 改正案

- 法定利率を年3%とした上で、3年ごとに利率の見直しを行う変動制（常に整数値で変動する）が採用（改正案404条）
- 商事法定利率（6%）の撤廃（現行商法514条の削除）

(2) 利息の変動制について

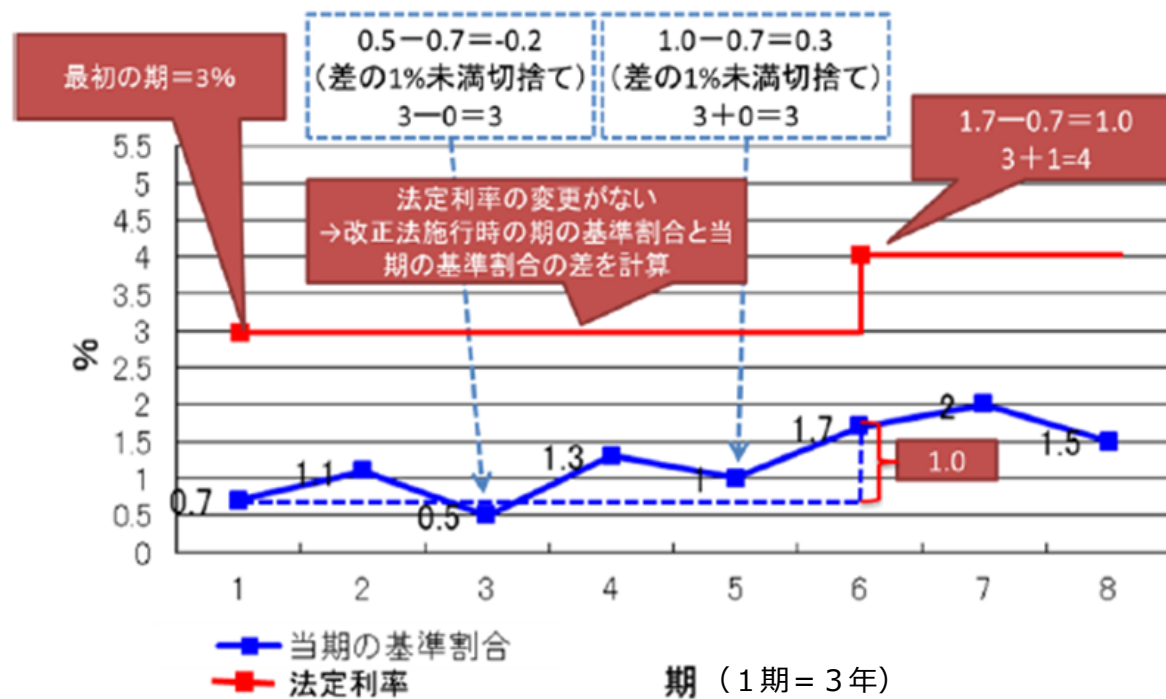
ア 変動の方法

市中金利が1%以上変動すれば、法定利率も1%変更（整数値で変動する）

（具体的な算定方法）

- ①3年を一期として、各期の過去5年間の短期プライムレート（基準割合）を算定
- ②改正法施行時の期（ないし法定利率の変更があった期）と当期の①の数値を比較し、1%以上の差があれば（1%未満の端数は切り捨てる）、従前の法定利率に加算又は減算をする。

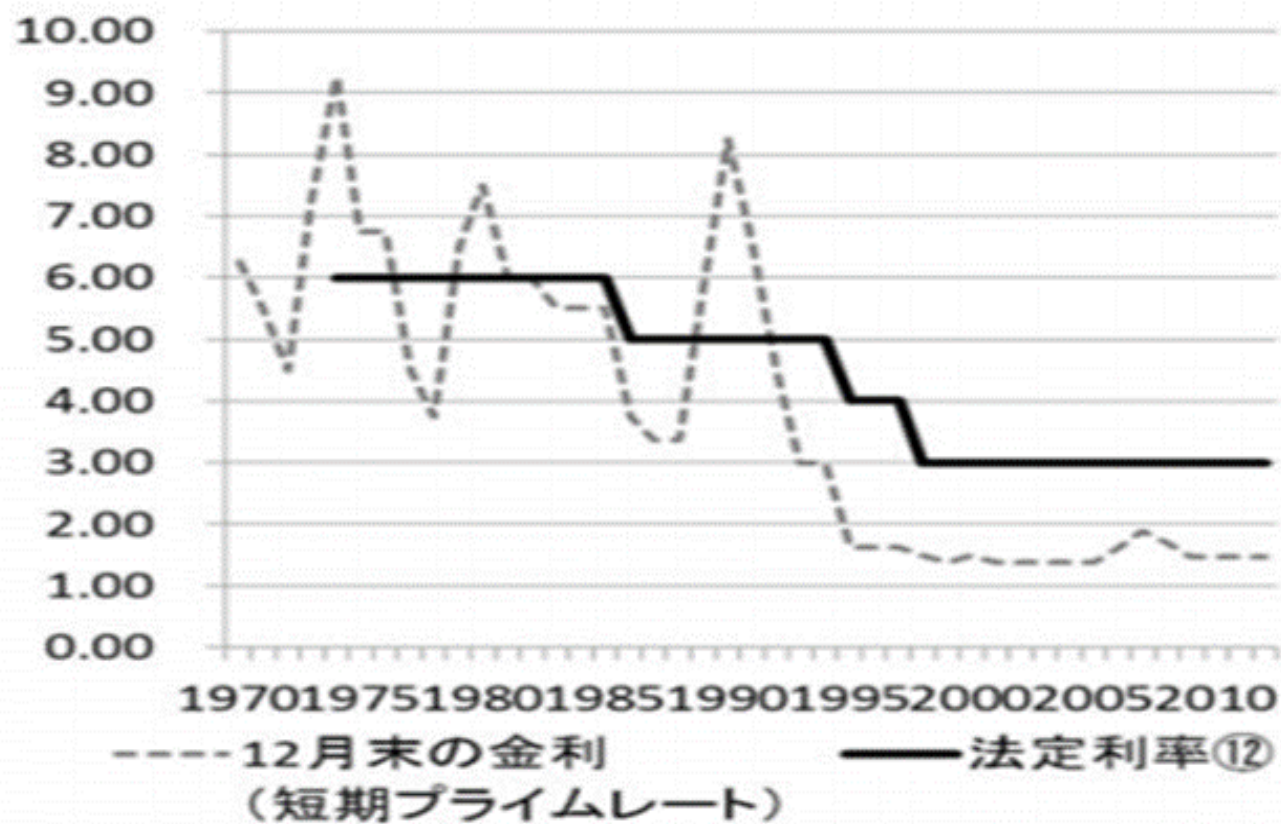
【想定されているイメージ】



※出典：法務省法制審議会－民法（債権関係）部会資料より
(<http://www.moj.go.jp/content/000125160.pdf>)

改正案のルールを、過去40年程度に適用させた場合

※出典：法務省法制審議会－民法（債権関係）部会資料より
(<http://www.moj.go.jp/content/000125160.pdf>)



(2) 利息の変動制について つづき

イ いつの時点の法定利率を採用するか？

- ・ 利息については、利息が生じる最初の時点における法定利率（改正案404条1項）
- ・ 遅延損害金については、債務者が遅滞に陥った時点の法定利率（改正案419条1項）

→利息（ないし遅延損害金）の発生中に法定利率が変更されたとしても、当初の利率が適用される。

ウ 実務的な影響は？

- ・ 変更が行われる頻度は？ → 頻繁な変更はないと推測される
- ・ 実務的に影響がある場面は？

3 保証

保証契約が利用される場面

A銀行
(債権者)

事業資金を融資

B商店
(債務者)

協力を要請

- (1) A銀行がB商店に事業資金を貸付け (上記の図)
- これ以外にも...
- (2) A商事がB商店に商品を販売し、売掛金債権を取得
- (3) A不動産がB商店に店舗物件を賃貸し、賃料債権を取得

債務者の
債務を保証

- (保証人)
- ① C社長
 - ② 部下のD取締役
 - ③ C社長の妻E

(1) 改正点の概要

ア 現行法（平成16年改正の際に新設された規定）

- ①書面性（口頭での保証契約は無効、民法446条2項）
- ②貸金等根保証契約（貸金等債務を主債務に含む個人根保証契約）について、極度額の定めを義務付け（定めがなければ無効。民法465条の2）

イ 改正案

- ①事業のために負担した貸金等債務の個人保証につき、公正証書の作成を義務付け（いわゆる経営者保証は適用除外）
- ②極度額の定めが必要となる保証契約の範囲が、個人根保証契約全般に拡大

(2) 公正証書の作成

個人の保証人が、事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約を締結する場合は、契約締結の日前1か月以内に作成された公正証書で、保証人が保証債務を履行する意思を表示していなければ、効力を生じない（改正案465条の6）。

ただし、次の者が保証人となる保証契約（いわゆる経営者保証）の場合は、公正証書の作成は不要（改正案465条の9）。

①主たる債務者が法人その他の団体である場合

- ・ 理事、取締役、執行役又はこれらに準ずるもの
- ・ 総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者

②主たる債務者が個人である場合

- ・ 主たる債務者と共同して事業を行う者
- ・ 主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

(2) 公正証書の作成

※公正証書を作成する場合の方式

- ①保証人（になろうとする者）が、公証人に対して契約内容や保証意思等を口授
- ②公証人が、保証人の口述を筆記した上で、保証人に読み聞かせor閲覧
- ③保証人が、公証人の筆記が正確なことを承認し、署名押印
- ④公証人が、①から③の手続きに沿って作成したことを付記し、署名押印



(3) 個人根保証に関する規制の拡大

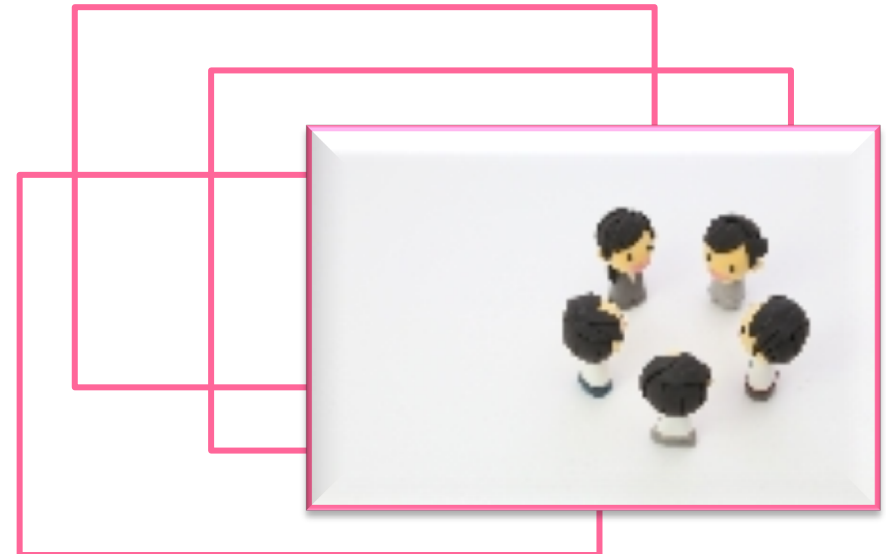
個人根保証に関する規制の比較

		現行法	改正案
極度額の定め	貸金等債務	定めなき場合は契約無効（465条の2第2項）	定めなき場合は契約無効（465条の2）
	その他の個人根保証	（規制なし）	<u>定めなき場合は契約無効（465条の2）</u>
元本確定期日	貸金等債務	最長で5年後、定めなき場合は3年後（465条の3）	最長で5年後、定めなき場合は3年後（改正なし）
	その他の個人根保証	（規制なし）	（規制なし）
元本確定事由	貸金等債務	主債務者又は保証人につき、①強制執行又は担保権の実行、②破産手続開始決定、③死亡（465条の4）	主債務者又は保証人につき、①強制執行又は担保権の実行、②破産手続開始決定、③死亡（改正なし）
	その他の個人根保証	（規制なし）	<u>主債務者につき③、保証人につき①から③（465条の4）</u>

第3 報道等で多く取り上げられている分野

1 定型約款

2 賃貸借

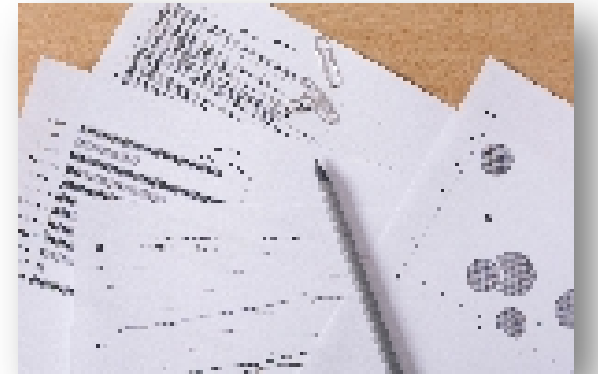


1 定型約款

約款とは？

身の回りで、規定等の細かい内容を確認せずにOKする契約の例

- ▶ 銀行の預金口座に関する取引約款
- ▶ 交通機関の切符の払戻し等に関する規約
- ▶ 保険の約款
- ▶ パソコンのソフトウェアの利用規約



これらの規定は、一般的に、規定をきちんと読んでいなくても、利用者は当該規定等を守らなくてはならず、「知らなかったから従えません」とは言えない→法的にはどう説明すればよいか？

1 定型約款

(1) 約款規制導入の経緯

【積極的な意見】

- 現代社会では、約款取引（鉄道・航空機等の運送約款、保険約款など）が幅広く利用されているが、その規制は必ずしも十分でない（約款規定の開示が不十分、条項が一方的など）
- 実務上、消費者等が約款取引の際に個別の細かい条項にまで目を通して契約することはまれだが、民法の原則からすれば、当事者の合意がない契約条項に拘束力を認めることは困難
- 多くの諸外国でも、約款に関する規制は明文化されている。

【消極的・謙抑的な意見】

- 実務上「約款」と呼ばれるものは多数あるため、適用対象を限定しなければ、取引実務への影響が甚大である

→改正案は、適用対象を限定して、「定型約款」に関する規制を導入

(2) 適用対象

(改正案548条の2第1項柱書)

- ①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であり、
- ②その内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的なもの（「定形取引」）において、
- ③契約内容を補充することを目的に準備された条項。

(例) 鉄道・航空機等の運送約款、保険約款、銀行取引約款、パソコンのソフトウェアの利用規約等

では、事業者間で取り交わす定型的な取引基本契約書などは該当する
のか？→基本的には該当しない（法制審議会での議論内容）

(3) 定型約款に適用されるルール

ア 契約内容の補充（改正案548条の2）

契約内容を定型約款によって補充することを合意すれば、個別の条項について合意したものとみなす。

ただし、信義則に反して相手方の利益を一方向的に害すると認められる条項には、みなし規定は適用されない。

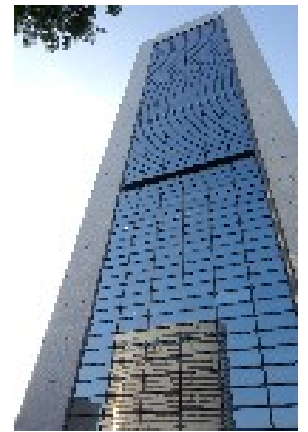
イ 定型約款の内容の表示（改正案548条の3）

定型取引を行う者は、相手方から請求があれば、遅滞なく定型約款の内容を示す必要（既に約款を書面等で提供していれば、適用なし）。

ウ 定型約款の変更（改正案548条の4）

合理的な内容の変更であれば、相手方の個別の合意がなくとも、一定の要件の下で（周知の措置、効力発生時期の設定）変更が可能。

2 賃貸借



(1) 主な改正点

新設される規定は多いが、判例法理を元にしたものが殆どで、裁判実務が明らかに変わるような改正点は特に見られない。

(具体例)

- 賃借物の返還時に、賃貸人が敷金（賃料債務等を担保する目的で交付される金銭）を返還しなければならないことが明記（改正案622条の2、判例法理）
- 賃借人の原状回復義務に関し、通常の使用収益による損耗・経年変化が賃借人の義務に含まれない（当該損耗・経年変化については賃貸人が負担すべきである）こと（判例法理）を明文化（改正案621条）
- 賃貸人が賃貸不動産を譲渡した場合に、原則として賃貸人の地位が譲受人に承継される（賃借人は、対抗要件を備えていれば賃借を継続できる）こと（判例法理）を明文化（改正案605条の2）

2 賃貸借

(2) 注意すべき点

賃借人の賃料等の債務につき個人の連帯保証人を付する場合
→根保証に関する原則規定（改正案465条の2以下）が適用されるため、極度額の定めがなければ保証契約自体が無効に



第4 実務上重要と考えられる分野

- 1 債務不履行責任
- 2 解除
- 3 瑕疵担保責任
- 4 危険負担
- 5 債権譲渡
- 6 相殺
- 7 詐害行為取消権

1 債務不履行責任

(1) 現行法

債務者が債務を履行しない場合は、債務者に帰責性（伝統的には、債務者の過失と言われていたが、実務上は、取引通念に従い客観的・規範的に判断されていた）があれば、損害賠償責任が発生。

(2) 改正案

債務者の帰責性が、過失の有無ではなく、「契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断されることが明記（改正案415条1項）。

（債務不履行による損害賠償）
第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。



（債務不履行による損害賠償）
第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。



2 解除

(1) 概要

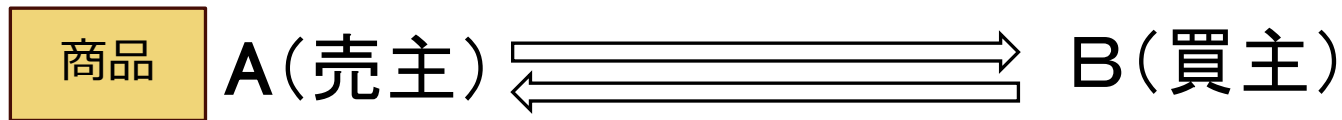
- 現行法では、解除の要件として、債務者の帰責事由が必要
→債務者の帰責性は不要へ（解除制度を、債務者に対する責任追及のための制度ではなく、契約の拘束力からの解放のための制度と位置付け）
- 現行法が定める解除の類型は、履行遅滞、定期行為、履行不能の3つのみ（判例法理によって補充）
→解除の要件を整理（次スライドを参照）

(2) 現行法と改正案との比較

現行法	改正案
履行遅滞（541条） →催告解除、債務者に 帰責事由が必要（司法 研修所の見解）	<ul style="list-style-type: none"> ・履行遅滞の場合の催告解除の規定は、改正なし（541条本文）→<u>法制審部会は、帰責事由不要説を採用</u> ・不履行が軽微な場合の例外規定が新設（541条ただし書、判例法理）
定期行為（542条） →契約目的達成不能で あれば、無催告解除	無催告解除が認められる類型として、次の(1)から(5)の規定を設ける（542条1項） <ol style="list-style-type: none"> (1) 履行不能（現行法543条）→<u>帰責事由が不要へ</u> (2) <u>債務者が履行拒絶の意思を明確に表示（判例法理）</u> (3) <u>一部不履行＋残存部分では契約目的達成不能（判例法理）</u> (4) 定期行為（現行法542条通り） (5) <u>不履行＋契約目的達成不能（受け皿規定）</u>
履行不能（543条） →無催告解除、債務者 に帰責事由が必要（543 条ただし書）	(1) 履行不能（現行法543条）→ <u>帰責事由が不要へ</u> (2) <u>債務者が履行拒絶の意思を明確に表示（判例法理）</u> (3) <u>一部不履行＋残存部分では契約目的達成不能（判例法理）</u> (4) 定期行為（現行法542条通り） (5) <u>不履行＋契約目的達成不能（受け皿規定）</u>

3 瑕疵担保責任

(1) 現行法及び実務の状況



商品に瑕疵（品質不良、数量不足など）があった場合、B（買主）はA（売主）に対してどのような主張をするか？

考えられる主張は...

- ①修理、代品や不足品の引渡し
- ②代金の減額
- ③損害賠償請求
- ④解除

現行法は...

- ①根拠規定なし
- ②数量不足のみ規定あり
- ③規定あり、賠償範囲が限定（判例）
- ④規定あり、要件限定

→実務では、契約書上①から④を明記しておくことが多い。

(2) 改正案のスタンス

売買の目的物が「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」場合（現行法上の「瑕疵」がある場合）、買主には、次の請求権が認められる。

- ①追完請求権（修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの請求） ※新設
- ②代金減額請求権（現行法は数量不足のみ規定があった→範囲拡大）
- ③損害賠償請求権：根拠条文が一般規定（改正案415条1項）へ
- ④解除権：根拠条文が一般規定（改正案541条以下）へ



(3) 瑕疵担保責任・根拠法令、要件効果等の整理

	現行法	改正案
①追完	根拠規定なし	契約不適合であれば、追完（修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し）の請求が可能（562条）
②代金減額	数量不足のみ根拠規定あり（565条が準用する563条）	種類、品質又は数量の契約不適合の場合に請求が可能（563、565条）
③損害賠償	570条が準用する566条1項 無過失責任 賠償範囲につき争いあり（伝統的な理解によれば、信頼利益の賠償に留まるが、例外を認める裁判例もあり）	一般規定（415条1項）による（564条） 415条1項ただし書の抗弁（帰責事由不存在的の抗弁）が成立 賠償範囲に限定なし（現行法416条に基づく）
④解除	570条が準用する566条1項 契約目的の達成不能が要件として必要	一般規定（541条以下）による（564条） 催告解除（541条）が可能に

(4) 期間制限

ア 現行法

瑕疵を理由とする解除や損害賠償の請求は、

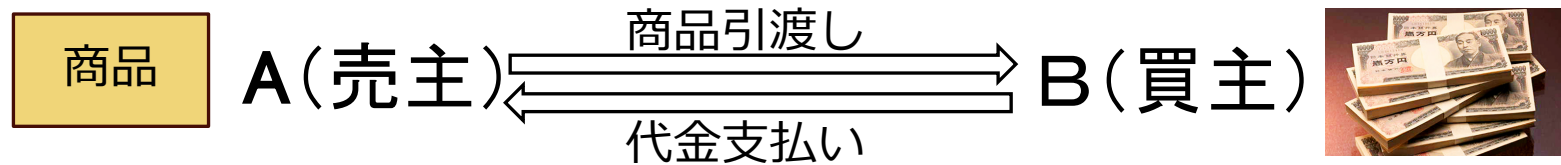
- ①買主が「事実を知った時から1年以内」に（570条が準用する566条3項）
- ②売主の担保責任を問う意思を明確に告げて（判例）する必要。

イ 改正案（566条）

- ①→売主が目的物を引き渡す際に、目的物の瑕疵につき悪意重過失の場合
は、1年の期間制限は適用されない。
- ②→単なる通知（契約不適合があることの通知）のみで足りる。

4 危険負担

(1) 現行法（の問題点）



契約締結の後、商品引渡しの前に、A（売主）には落ち度がなかったものの、商品が毀損・滅失。B（買主）は代金を支払う必要があるか？

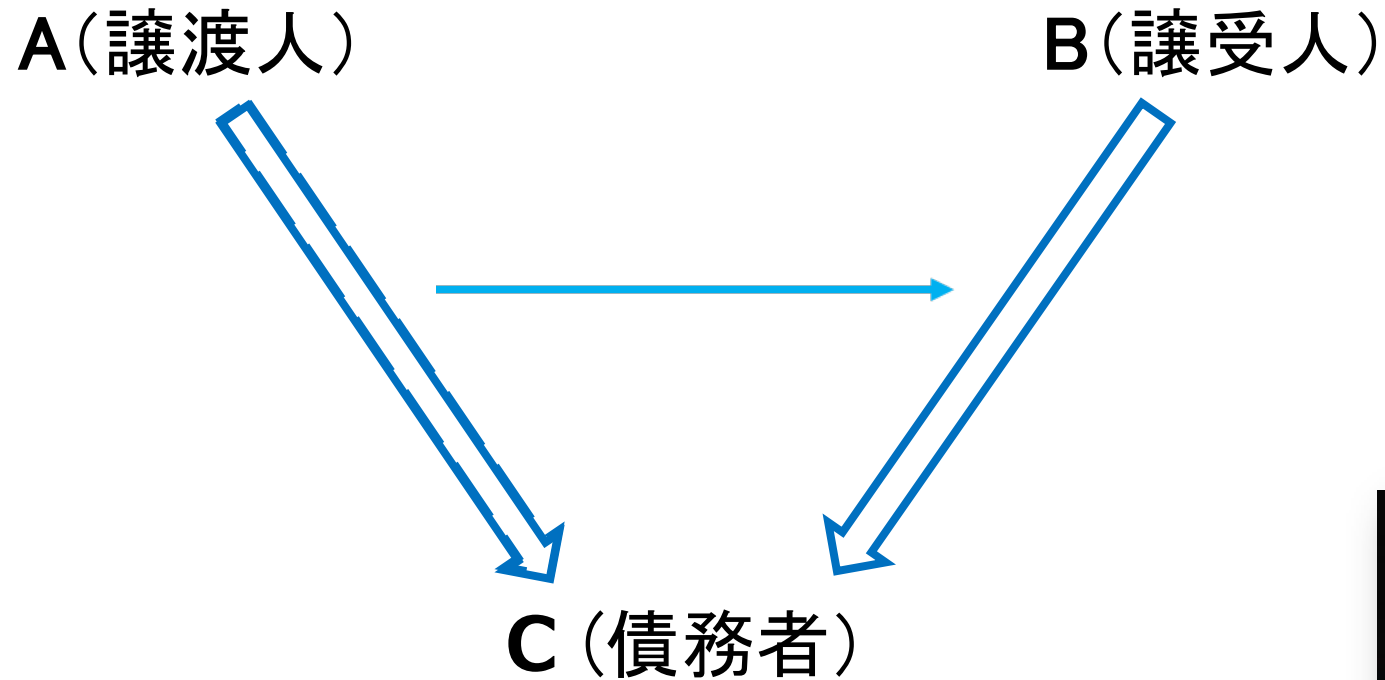
- ・ 商品が特定物：代金を支払う必要（534条1項）
 - ・ 商品が不特定物：Bに引き渡す商品が特定された後の毀損・滅失であれば、代金を支払う必要（534条2項）
- 現行法の規定通りであれば、買主は商品を手にしていないのに、代金を支払って損失を被る必要があり（債権者主義）、批判が強かった。実務上は、契約書（約款）上で、目的物の引渡時までの間に毀損・滅失があっても、買主は代金を支払う必要がない旨を定めることが多かった。

(2) 改正案のスタンス

- ・ 債権者主義を定める534条（及びこれに関連する535条）を削除
- ・ 売買契約における危険の移転時期が、原則として目的物の引渡時とされる（改正案567条）
 - ∴ B（買主）は代金の支払義務を免れる。

→実務運用に近い立場を採用。

5 債權讓渡



(1) 債権の譲渡性とその制限

ア 基本的（理論的）な改正点

譲渡禁止特約が付いた債権の譲渡：有効（現行法では無効）

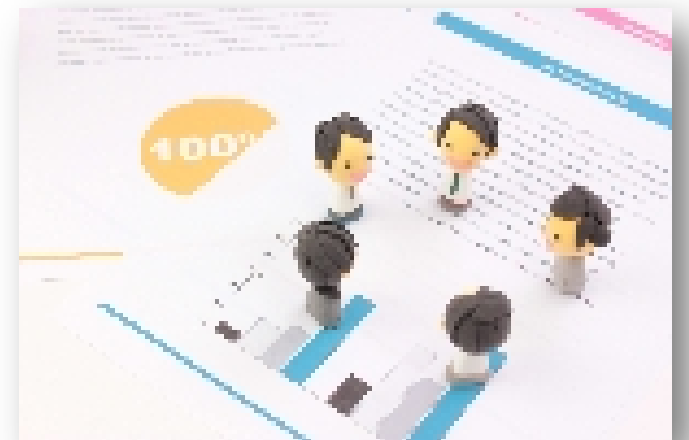
※善意無重過失の譲受人を保護するという結論自体に変更はない
（現行法：善意（無重過失）の譲受人には対抗できない（466条2項ただし書）、
改正案：悪意重過失の譲受人には履行を拒絶できる（同条3項））

イ 上記改正に伴う改正点

- ・悪意重過失の譲受人は、債務者に対し、債権の譲渡人への履行を催告することができ、債務者がそれでも支払わない場合は、譲受人は直接請求が可能に（改正案466条4項）
- ・譲渡禁止特約付債権が譲渡された場合、債務者は供託が可能に（改正案466条の3）

6 相殺

- (1) 相殺禁止
- (2) 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺



(1) 相殺禁止

ア 相殺禁止の意思表示（改正案505条2項）

【現行法】善意の第三者には対抗することができない

【改正案】悪意重過失の第三者には対抗することができる

→譲渡禁止特約に関する規定（改正案466条2、3項）とパラレル

（相殺の要件等）

第505条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

（相殺の要件等）

第505条（略）※第1項につき改正なし

2 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、**第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。**

(1) 相殺禁止

イ 不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止（改正案509条）

【現行法】不法行為の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない

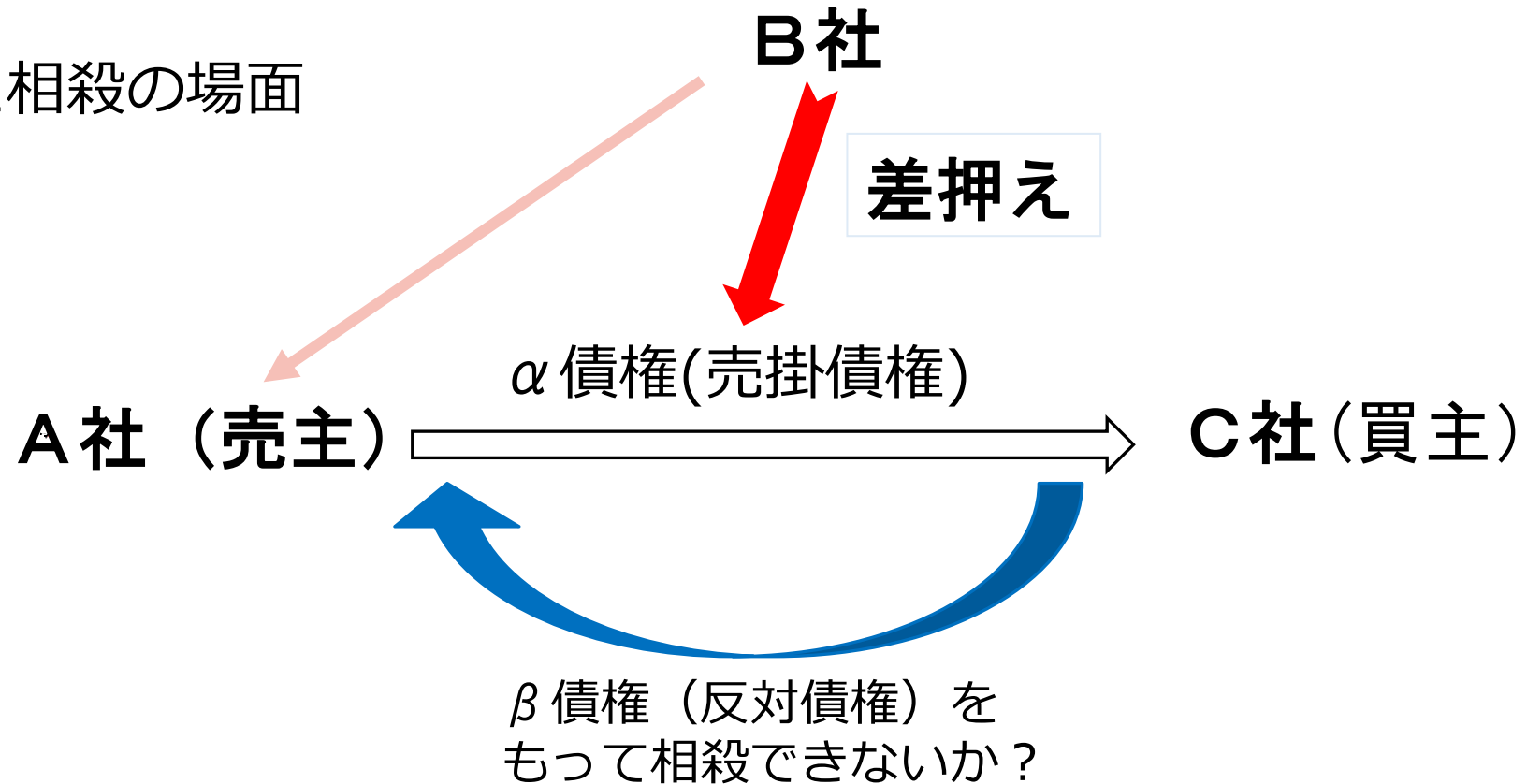
【改正案】相殺が禁止される債務を、次の①及び②と規定。

①悪意による不法行為に基づく損害賠償に係る債務

②人の生命又は身体の侵害に基づく損害賠償に係る債務（①に該当するものを除く。）

(2) 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺

差押えと相殺の場面

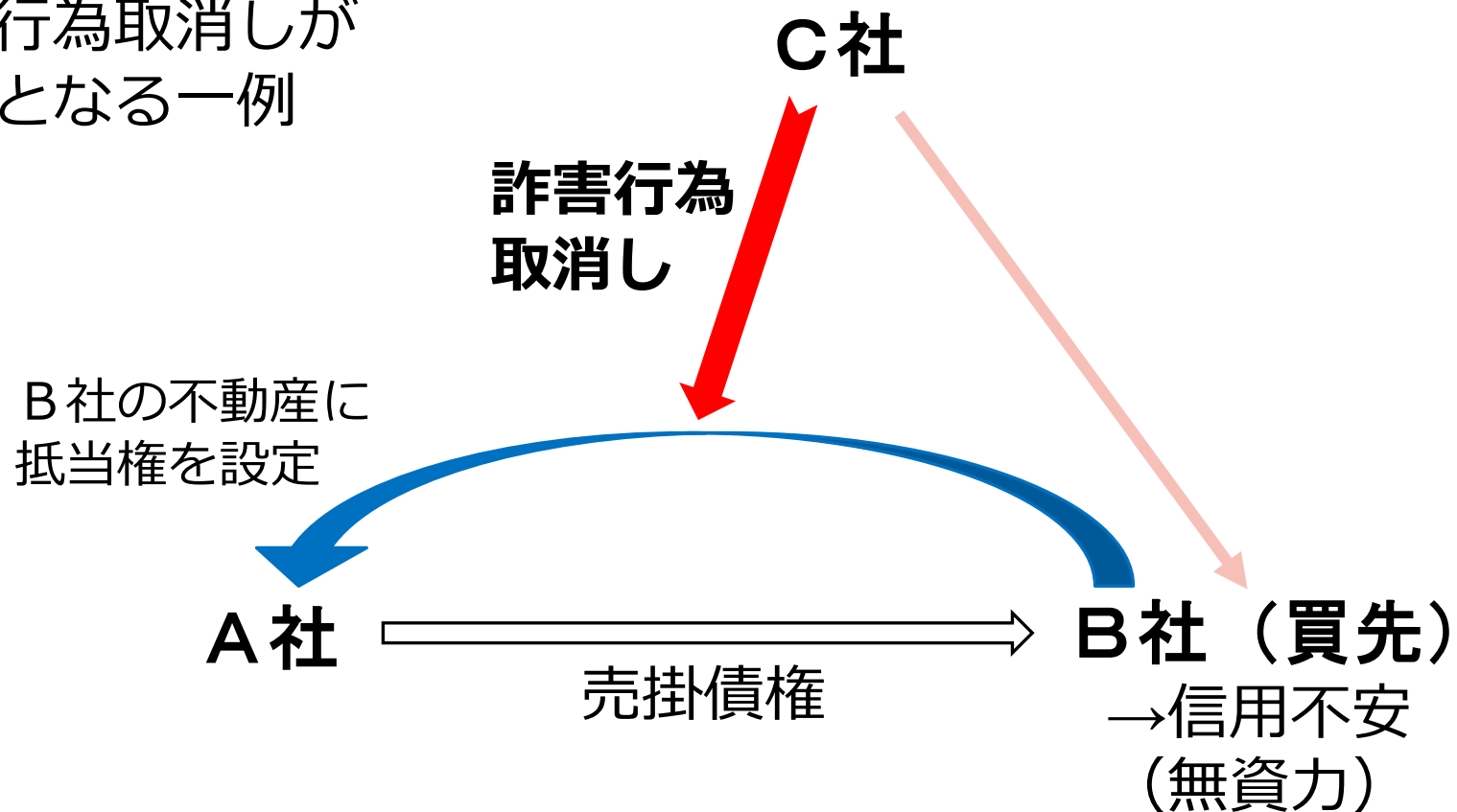


改正案のスタンス ……相殺ができる範囲を拡大

- ア B社の差押え前に、C社がβ債権（反対債権）を取得していた場合
→相殺をもって差押債権者（B）に対抗可能であることを明記（改正案511条1項。判例法理（いわゆる無制限説）の承認、実質改正なし）
- イ B社の差押え後に、C社がβ債権（反対債権）を取得した場合
【現行法】相殺をもって差押債権者（B）に対抗できない（現行511条）
↓
【改正案】
差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、当該債権による相殺をもって差押債権者に対抗可能（改正案511条2項）
（例えば、差押え前に納品した商品の瑕疵に関する損害賠償請求権
→対抗可能と思われる。）

7 詐害行為取消権

詐害行為取消しが
問題となる一例



7 詐害行為取消権

(1) 現行法の状況

- ・法律上は424条から426条までの3か条しかなく、多数の判例法理によって補われていた。

- ・破産法上の否認権の要件（破産法160条以下）と比べて、要件が異なる場面があった

（例えば、不動産の時価売却や代物弁済は、破産法上は例外的に取消しの対象となるのに対し、詐害行為取消しでは原則的に詐害行為となる）。

- ・425条は「すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる」としているが、受益者（転得者）が金銭を受領しているケースであれば、判例上、詐害行為取消権を行使した債権者が、優先的に弁済を受けることが認められていた。

(2) 改正案の基本的なスタンス

- ・判例法理等を参照し、新たな規定を多数新設（改正案が設ける規定14か条）。
- ・破産法上の否認権と要件が異なるものにつき、破産法の規定と同様の規定を設ける。
- ・詐害行為取消しを行った債権者が、受益者から直接の支払いを受けられることができることを明文化（判例上認められていた優先的な弁済を肯定）。



第5 まとめ

- ・ 現行実務、特に企業法務への影響は？
- ・ 実務における留意点は？

ご清聴ありがとうございました。

中本総合法律事務所

(東京) 〒107-0051 東京都港区元赤坂1-3-9 荻島ビル4階

Tel : 03-5771-6248 ・ Fax : 03-5771-6249

(大阪) 〒530-0047 大阪市北区西天満5-9-3 アールビル本館5階

Tel : 06-6364-6241 ・ Fax : 06-6364-6243

弁護士 中 本 和 洋
弁護士 上 田 倫 史